

# 新幹線プレス

2016年 8月23日

No290

発行者

成田 隆浩

編集者

教 宣 部

JR東海労新幹線地本

## 協約違反をやめて業務委員会を開催しろ！

JR東海労新幹線地本の2016年度「JR東海労幹地申」第1号～第4号について会社は、業務委員会を開催せず窓口回答を行いました。

これらの申し入れはすべて、業務に関する事項や職場の安全管理体制に関わる内容であり、非常に重要なものです。

しかし、会社は8月9日に窓口回答をただけで、業務委員会を開催しないという姿勢を明らかにしました。

新幹線地本はこのような会社の姿勢に抗議するとともに、改めて業務委員会の開催を求めて申し入れを行いました。

## 会社は労働組合の申し入れに対して、真摯に向き合い業務委員会を開催するべきです！！

### JR東海労幹地申第1号～4号の業務委員会開催に関する申し入れ

JR東海労新幹線地本は、JR東海労幹地申第1号～第4号を会社に申し入れを行った。しかし、業務に関する事項や職場の安全管理体制の事項にも関わらず、窓口回答のみで業務委員会を開催しないとの回答を受けた。このことは協約協定違反であり抗議すると共に、改めて早急に協議の場を設定し、誠意ある回答をすること。

#### 記

1. 以下の申し入れに関して速やかに業務委員会を開催すること。

- ① JR東海労幹地申第1号『東京修繕車両所構内操縦における「ウェアラブルカメラの試行」に関する申し入れ』
- ② JR東海労幹地申第2号『大井車両基地におけるAED設置等に関する申し入れ』
- ③ JR東海労幹地申第3号『新幹線における割引切符利用旅客に対する取り扱いについての申し入れ』
- ④ JR東海労幹地申第4号『新幹線全駅におけるタブレット端末導入についての申し入れ』

